7　「調整後税額控除可能額（(15)と(21)－(33)のうち少ない金額）　(34)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「(21)－(33)」の金額が０に満たない場合には、当該金額を０として計算すること。

(2)　租税特別措置法第42条の４第８項第６号の規定の適用がある場合には、「((15)と(21)－(33))のうち少ない金額)」とあるのは、「((15)と(21)－(33))のうち少ない金額)＋(28)」として計算すること。

別表六(十)の記載要領を次のように改める。

別表六（十）　記載要領

この表は、次に掲げる場合に記載すること。

(1)　青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が同条第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が他の事業年度（同項第２号に規定する他の事業年度をいう。(3)において同じ。）において同条第１項の規定の適用を受ける場合を含む。）

(2)　青色申告書を提出する法人（租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人を除く。）が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する同条第５項各号又は第６項第１号若しくは第２号に掲げる事業年度において同条第４項の規定の適用を受ける場合

(3)　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人が対象事業年度（同項第８号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第９号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業年度をいう。(3)において同じ。）において同条第４項の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イの他の通算法人が当該対象事業年度終了の日に終了する他の事業年度において同条第４項の規定の適用を受ける場合を含む。）

別表六(十一)の記載要領を次のように改める。

別表六（十一）　記載要領

この表は、次に掲げる場合に記載すること。

(1)　青色申告書を提出する法人（租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人を除く。）が同条第３項第３号に掲げる事業年度又は令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する同条第６項第３号に掲げる事業年度において同条第１項又は第４項の規定の適用を受ける場合

(2)　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人が同項第９号イ(3)に掲げる事業年度において同条第１項の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イの他の通算法人が当該事業年度終了の日に終了する他の事業年度（同項第２号に規定する他の事業年度をいう。(3)において同じ。）において同条第１項の規定の適用を受ける場合を含む。）

(3)　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人が同項第９号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(3)に掲げる事業年度において同条第４項の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イの他の通算法人が当該事業年度終了の日に終了する他の事業年度において同条第４項の規定の適用を受ける場合を含む。）

別表六(十一)の次に次の一表を加える。